

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 令和3年3月29日(月)
開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 3時37分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴

4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生
管理部長 大 竹 陽 一 郎
学校教育部長 磯 野 護
生涯学習部長 三 澤 史 子
管理部参事兼施設課長 安 藤 明 宏
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
教育総務課長 齋 藤 太 郎
学務課長 日 高 祐 一 郎
指導課長 大 野 等
総合教育センター所長 小 林 英 俊
中央公民館長 関 根 努

5. 議 題
 - 第1 前回会議録の承認
 - 第2 議決事項
 - 議案第 6号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
 - 議案第 7号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第 8号 船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校文書管理規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第 9号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について
 - 議案第10号 船橋市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について

- 議案第11号 船橋市立塚田南小学校の敷地の設定について
- 議案第12号 「船橋市いじめ防止基本方針」の策定について
- 議案第13号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について
- 議案第14号 令和3年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について
- 議案第15号 職員の任免について
- 議案第16号 職員の任免について

第3 臨時代理報告

- 報告第1号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について
- (2) 令和2年度第56回教育研究論文について
- (3) 公民館でのWi-Fi環境の整備について
- (4) いじめの重大事態の認知に係る報告書について
- (5) いじめの重大事態の認知に係る報告書について
- (6) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから、教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

2月5日に開催しました教育委員会会議2月定例会及び3月9日に開催しました教育委員会会議臨時会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催にあたりまして、会議を傍聴したい旨、2名の方より申出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第13号、議案第15号及び第16号につきましては船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第14号につきましては同規則第12条第1項第5号に、報告事項4及び5につきましては同規則第12条第1項第3号に該当しますので、非公開としたいと思います。また、当該議案につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項6の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第6号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

それでは、議案第6号、船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は、本冊の1ページをお願いいたします。

まず、本規則制定の理由ですが、主に2点ございます。

1点目は、文化課に設置されている埋蔵文化財保護係と歴史文化財係を一本化し文化財保護係とすること、2点目は、文化課の分掌事務のうち市史の編さんに関するものを郷土資料館の分掌事務として移管すること、以上の2点に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

まず、第9条の改正については、文化課の係について、埋蔵文化財保護係及び歴史文化財係を削除し、新たに文化財保護係を設置するものでございます。

次に、第14条の改正については、文化課の分掌事務のうち、資料2ページ、第7号の市史の編さんに関するものを削除するものでございます。

あわせて、第16条の改正において、郷土資料館の分掌事務に市史の編さんに関する

ことを第3号として追加いたします。

また、第17条の改正については、附属機関である市史編さん委員会の事務の所管に関しても、文化課から郷土資料館へと変更するものでございます。

なお、本規則につきましては、施行日を令和3年4月1日からといたします。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第6号、船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第6号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

それでは、議案第7号、船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。

資料は、本冊5ページをお願いいたします。

まず、本規程改正の理由ですが、さきの議案でも同様のご説明をしたとおり、文化課の個別専決事項のうち、市史の編さん資料の調査を郷土資料館の個別専決事項として移管することに伴うものでございます。

それでは、内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

まず、別表第2、文化課の個別専決事項のうち、第6号、市史の編さん資料の調査を削除いたします。

あわせて、資料6ページ、郷土資料館の個別専決事項のうち、第3号に市史の編さん資料の調査を追加し、合議すべき課として文化課を規定いたします。

なお、本訓令につきましては、施行日を令和3年4月1日からといたします。

ご説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいですか。
ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。
議案第7号につきましては、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第8号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

それでは、議案第8号、船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校文書管理規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。

資料は、本冊7ページをお願いいたします。

まず、本規程改正の理由ですが、船橋市立塚田南小学校の開校及び收受印の様式の改正に伴い、規程の整備を行う必要があることから改正を行うものでございます。

それでは、内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

まず、第6条及び第8条につきましては、この後ご説明する收受印の様式の改正に伴い、收受印の記入欄に文書番号、文書分類記号及び確認印の押印が不要となることから、規程の整備をしております。

次に、8ページ中段の別表についてです。

令和3年4月から船橋市立塚田南小学校が開校することに伴い、学校名に船橋市立塚田南小学校、文書記号に船塚南小を追加しております。

その下、第1号様式、收受印の様式につきましては、先ほどご説明したとおり、文書分類記号、文書番号、確認印の欄を削除しております。

最後に、その下の第6号様式についてです。

現在、庁内で押印の見直しを行っており、第6号様式、文書廃棄依頼書の校長印が不要となるため、印の文字を削除しております。

なお、本訓令につきましては、施行日を令和3年4月1日からといたします。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第8号、船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校文書管理規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第8号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

それでは、議案第9号、船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示についてご説明いたします。

資料は、本冊11ページをお願いいたします。

まず、本規程改正の理由ですが、船橋市立塚田南小学校の開校、船橋市立一宮少年自然の家の指定管理者制度導入及び申請書等の様式の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

まず、第9条、公印の事前押印から、13ページの第15条、公印の事故届までにつきましては、それぞれ公印に関わる事務手続や申請書の様式について定めたものでございますが、市長部局の船橋市文書管理規程と合わせるため、所要の改正を行っております。

次に、14ページにかけての別表第1につきましては、船橋市立塚田南小学校の開校に伴い、教育機関の小学校の印及び小学校長の印の個数が1つ増えることから、その個数を現在の54から55に改めるとともに、船橋市立一宮少年自然の家の印、同じく所長の印を削除しております。

次に、別表第2につきましては、15ページ、船橋市立一宮少年自然の家の印、同じく所長の印のひな形を削除しております。

最後に、16ページ、17ページにつきましては、改正後の第1号様式、第2号様式となります。

なお、本告示の施行日につきましては、令和3年4月1日からといたします。

ご説明は以上です。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第9号、船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第9号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

それでは、議案第10号、船橋市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則についてご説明いたします。

資料は、本冊19ページをご覧ください。

まず、本規則制定の理由ですが、令和2年12月18日に内閣府より地方公共団体における押印見直しマニュアルが発出されたことを受け、市として押印見直しの方針を決定し、押印を見直すこととなりました。教育委員会といたしましても、教育委員会規則等で定めております申請書や届出書といった様式などについて、各所属で精査を行ったところ、押印義務の廃止が可能であるものが複数ございました。

押印義務の廃止の手続につきましては、本来であれば各課で所管しております規則を個別に改正するものでございますが、所管する課や対象規則が複数あったことから、今回、特例規則を設け、個別改正をせず一括して押印義務の廃止を行うものでございます。

続きまして、内容についてご説明いたします。

第1条では、特例規則の趣旨について規定しております。

第2条では、押印義務づけの廃止について規定しており、船橋市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず押印の義務づけを廃止するものとしております。この教育長が別に定めるものにつきましては、教育長決裁で定めることを予定しており、本日お手元に配付させていただきました資料、こちら教育長が別に定める申請書等の一覧、こちらが対象となる規則の一覧でございます。この一覧表に記載のある規則については個別改正を行わず、裏表で合計28の様式について押印義務が廃止されることとなります。

なお、本規則の施行日につきましては、市長部局の施行日と合わせ、令和3年4月1日からとしております。

ご説明は以上です。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第10号、船橋市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第10号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号について、施設課、説明願います。

【施設課長】

それでは、議案第11号、船橋市立塚田南小学校の敷地の設定についてをご説明いたします。

本冊の21ページをご覧ください。

本件につきましては、令和3年4月1日に施行される船橋市立小学校設置条例により設置される船橋市立塚田南小学校の敷地を設定するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第5号の規定に基づき議決を得る必要があることから、今回議案としてお諮りするものでございます。

塚田南小学校の敷地は、所在地が船橋市行田1丁目382番21、面積が1万7,337平方メートルでございます。

23ページの図をご覧ください。

図の網かけになっている部分1,525平方メートルにつきましては、平成29年10月5日に教育費にて買収いたしましたが、拡幅道路用地として道路管理課に所管替えいたします。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第11号、船橋市立塚田南小学校の敷地の設定についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第11号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

議案第12号、「船橋市いじめ防止基本方針」の策定についてご説明いたします。

本冊の25ページをご覧ください。

本議題の提出理由は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づいた船橋市いじめ防止基本方針を策定するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第1号の規定に基づき、議決を得る必要があるためでございます。

続きまして、船橋市いじめ防止基本方針についてご説明します。

本冊の29ページからをご覧ください。

31ページのところで、国・県のいじめ防止基本方針を参酌し、市民に向けなるべく分かりやすい表現で船橋市のいじめの防止に関する考え方、取組等が伝わるように、4章に分けて構成してあります。

まず、31ページの船橋市いじめ防止基本方針を策定するに至った経緯でございます。

平成25年に国が出したいじめ防止対策推進法では、地方公共団体が定めるいじめ防止の基本方針については努力義務とされておりました。これを受けまして、教育委員会といたしましては、平成25年11月にいじめ防止対策推進提要、これを策定しまして、船橋市の学校教育におけるいじめ防止等の指針として各学校に示し、現在に至っております。

この間、国や県のいじめ防止基本方針等の改定に加え、様々ないじめ防止に関するガイドラインが示されている状況があり、改めていじめ防止の取組の再検討が必要となってきた現状がありました。そのことを踏まえまして、船橋市及び教育委員会といたしまして、地域、関係機関などと連携を密にしながら、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法第12条の規定を踏まえまして、船橋市いじめ防止基本方針の策定に至りました。

続きまして、内容についてご説明いたします。

32ページからをご覧ください。

第1章では、いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項ということで、

いじめの定義やいじめの理解について、また、34ページからは、いじめの防止等に関する基本的な考え方として、いじめの未然防止、早期発見、対処、連携などについての基本的な考え方を示しております。

35ページからの第2章では、いじめの防止等のための対策について、市が行う施策、学校が行う施策、保護者の役割、市民の役割に分けて具体的に示しております。

市が行う施策につきましては、35ページに記載しています後段のところでは、①と②について、新たに条例で設置した組織となります。また、取組としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や、本年度から活用事業として行っておりますスクールロイヤー、こちらの活用などを盛り込んでおります。

37ページからは、学校が実施すべき施策について記述しています。体制整備として、いじめ防止対策推進法に定められている学校いじめ防止基本方針の策定といじめ防止の対策のための校内組織について記述しております。

38ページからは、具体的な取組として、未然防止、早期発見、いじめへの対処、この3つの観点ごとに具体的な例として示しております。

42ページには、保護者の役割、市民の役割について記述しております。

第3章では、本市でも発生件数が増加しておりますいじめの重大事態の対処について示しております。重大事態への対処につきましては、法やガイドラインに規定されていますので、それに基づいて重大事態の定義や発生からの対処の流れを記述しております。

45ページ、最後の第4章となります。ここでは、その他の重要事項として、資料の保存や基本方針の見直しについて示しております。

本基本方針は、4月1日からの施行を予定しております。

内容の説明は以上でございます。

今後、ホームページ等で公表し、各学校には校長会などを通して周知徹底を図ってまいります。

以上、本議案についてご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【鳥海委員】

意見です。

32ページにあります、船橋市として策定したいじめの定義については私は賛成です。いじめを未然に防止するということは本当に素晴らしいことで、ここにどれだけ力を入れられるかが重要だと思います。

では、未然に防止するために何をしたら良いかですが、おそらく教育そのものと思

います。人を育てるということが、まさに未然防止につながると思います。そこに対するメッセージがこの施策には、ちょっと見られないなというのが全体的な印象です。例えば、私の子どもが誰かを傷つけていたかもしれないというときに、それをいじめと捉えるかどうかは別として、未然対策として積極的に教師が介入し、当事人同士がいろいろ話し合ってみたら、結果的にいじめでも何でもなくてお互い和解ができたということが教育の現場では大切なことだと思いますが、そうしたことに対するメッセージ性ですとか、具体的な方法、あるいは権限を担保するような文章があると、今後に向けていいのかなと思います。

【指導課長】

ご意見等ありがとうございます。

いじめの未然防止につきましては、連絡協議会や調査委員会を含めて協議するような形をとっていきたいと考えております。また、この間の議会等でもいじめの未然防止についてはかなりご意見いただきました。重大事態に至る前の取組が大事であると考えております。

普段からの児童・生徒との人間関係、あるいは道徳、人権教育等を通しまして、未然防止に取り組み、いじめが起きた際にもすぐ情報を察知できる体制等をつくりたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】

38ページ、39ページのところに、学校のいじめの未然防止のための取組が書かれていて、これが本当に一番大事だなというのは私も感じているところです。

ほかにいかがでしょうか。

【小島委員】

2点あります。

スクールロイヤーとの関係について、多分今回の方針にも盛り込まれていると思いますが、スクールロイヤー制度を約半年実施してみたその振り返りの会に私も出席させていただきましたが、話を聞いてみますと、相談内容としていじめの問題の比重がやはり大きい。そしていじめ問題、保護者対応という部分で考えると、本当に些細な、こんなこと相談するような話ではないのではないかというス相談も、スクールロイヤーに相談することで、今やり方を間違えるととんでもない事態に発展しかねないからそこはこうしておくべきだろうとアドバイスをいただける。そういう意味でいじめの未然防止につながりますので引き続きこの制度を利用させていただきたいと思っております。

もう一点、いじめの未然防止がやはり一番核にはなるんですけれども、いじめは絶対

に許されないと何十年も言っていて、それでもなくなるならないというのは、何かもう少し根本的な部分にさかのぼっていかないといけないんじゃないのかなと思います。

一番最初は些細なけんかというような見方であったものが、結果としてどんどん重大事件に発展していくという事例を既に何件か見ているところでもありますけれども、アンガーマネジメントという概念を道徳の中でも取り上げている自治体があるようで滋賀県でもそういう取組がされているようです。いじめ自体が許されないというよりも、普段のそういった感情の動きをどういうふうに分でセーブしていくか、そして周りがどういふふうに対応していくのか、そういう観点の取組をもう少し具体的に実践していただきたいなと思っております。意見です。

【教育長】

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

【佐藤委員】

お疲れ様です。
前にもどなたかが言っていたと思うんですけども、いじめの問題は大人も含めた社会的な問題も含んでいるように思います。
そういう意味では、学校や行政の枠組みを超えて、例えば、PTAですとか、あとは青少年関係の団体とか、家庭教育セミナーみたいなものとか、こういった団体を活用してこの問題に取り組んでもらいたいと思います。よろしくお願いします。

【教育長】

ありがとうございます。

【鎌田委員】

31ページのはじめのところに書かれていますが、平成25年に制定された国の法律や方針、もしくは、その後の平成29年の国の基本方針の改定等を踏まえての今回の基本方針の策定ということなんですけれども、国の基本方針と比べて、船橋市として特にここに力を入れているというようなどころはどこなんでしょうか。もしそういうものがありましたら教えてください。

【指導課長】

やはりスクールカウンセラーの全校配置、またスクールソーシャルワーカー、それとまた今年度から活用していますスクールロイヤー、そういったところを十分活用できるというところが強みです。

【鎌田委員】

もう一点、35ページの第2章のところですが、船橋市いじめ問題対策連絡協議会ですが、連絡協議会と教育委員会である程度独立関係が保たれているのか。その下の船橋市いじめ問題調査委員会は教育委員会の附属機関とありますけれども、教育委員会とこの附属機関と連絡協議会の独立関係なのか、行政とは違う視点が入ることが担保されているかどうかということを確認したいんですがいかがでしょうか。

【指導課長】

調査委員会につきましては、あくまでも第三者の人選をお願いしたところであります。各団体から推薦をお願いして選定しておりますので、教育委員会の附属機関ということではありますけれども、あくまでも第三者が入っている機関でございます。

また、連絡協議会につきましては、これは各団体、例えば小中校長会とか、福祉関係、あと警察関係といったところから各首長というよりも実務をされている方々に来ていただいて協議いたします。

【鎌田委員】

先ほど小島委員がおっしゃっていたようないじめをなくすための本質的な部分について議論するようなことは連絡協議会でも可能なんではないでしょうか。

【指導課長】

連絡協議会で議論可能でございます。

【教育長】

連絡協議会において、どうすればいじめがなくなるのかですとか、そもそもの本質的な部分をそれぞれの分野の方が検討していただくということです。

鳥海委員がおっしゃったように、未然防止としての日頃の心の教育を、時間はかかるけれども家庭と学校が協力して良いことは良い、悪いことは悪いという心の教育を、相手の心の痛みが分かる子を育てるとか、それからいろんなことに感謝する心を育てるとか、そういう心の教育を日頃、学校教育全体通してやっていくしかないかなと私は思っています。それに各学校は力を入れてくださっているんですけれども、なかなかいじめがなくなるという現状があります。

いじめが発覚した場合には、早期に対応することがすごく大事なんです。はじめの対応がまずいと問題が長引いていくので、そこが一番大事だと思っています。その辺をこれから力を入れていきたいと思えます。私も校長会議等ではいつもいじめについてお話をさせていただいているんですけれども、なかなかなくなるのが重要な教育課題

です。これからも頑張って取り組んでいきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号、「船橋市いじめ防止基本方針」の策定についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第12号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第1号について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告第1号、県費負担教職員の任免に関する内申についてご報告申し上げます。

資料は、本冊47ページになります。

令和2年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては、退職者が15名、行政などの転出者が10名となり、開校する塚田南小学校を加えまして、市内に26名の新たな校長が配置されます。26名の新たな校長のうち、再任の校長が5名、県教委、他市等からの転入校長が5名、市内の新任校長が16名となります。

令和2年度末年齢が56歳以下の若い新任校長につきましては11名となっております。

そのほかに、他市に1名が新任校長として配置されます。

次に、副校長でございますが、船橋特別支援学校に新任が1名配置となります。

次に、教頭でございますが、退職者が1名、教頭から校長に昇任した者が10名、副校長に昇任した者が1名、降任した者が1名、行政や他市に異動した者が9名おり、開校する塚田南小学校を加えまして、市内に23名の新たな教頭が配置されます。23名の新たな教頭のうち、再任の教頭が1名、県教委、他市等からの転入教頭が4名、市内の新任教頭が18名となります。

そのほかに、他市に1名が新任教頭として配置されます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご質問ございますでしょうか。ご意見はありますで

しょうか。

よろしいですか。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、報告事項1、金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について。

資料は、本冊の59ページをご覧ください。

第3回船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会書面会議の開催結果についてご報告いたします。

まず、今回の会議の開催に当たっては、検討事項がなく、報告のみを予定しておりましたので、事前に会員の皆さんに開催方法をお諮りした上で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面会議により開催することといたしました。

開催日時、場所、出席者につきましては、2月12日の金曜日から3月1日の月曜まで、ご意見、ご質問等を提出していただき、会員19人全員から質問票をいただきました。

続いて、書面会議の内容につきましては、まず、(1)として、昨年10月に金杉台小学校で開催し、10月の教育委員会会議でご報告した金杉台中学校の統合までの間の入学に関する保護者説明会の開催結果について、資料を添付し報告しております。

また、保護者説明会の直後に実施した意向調査の結果と1月から受付した指定校変更申請の結果、2月1日時点で令和3年度の金杉台中学校の入学者がいない見込みであることをご報告いたしました。

続いて、(2)その他の検討状況についてでございます。

令和3年度、金杉台中学校へ入学する生徒がゼロとなる見込みを踏まえると、これまで統合準備会において検討してきた令和3年度の両校の生徒の交流事業や部活動の合同実施の計画予定は、現時点ではありませんが、今後、金杉台中学校への入学状況に応じて計画することをご報告いたしました。

また、金杉台中学校から教育委員会へ統合へ向けた課題等が提出され、教育委員会では対応を確認するなど、学校と教育委員会は統合に向けた準備や統合までの間の対応に取り組んでいることを資料によりご報告いたしました。

続きまして、資料60ページ、(3)令和3年度の検討事項についてでございます。

まず、基本的事項の確認といたしまして、令和4年度に中学校入学を迎える児童は、令和3年度の入学と同様に、統合までの間の入学等対応策に基づき進学先を検討していただくこと、また、統合の時期は令和5年4月から変更ないことを資料により確認いたしました。

次に、令和4年度の入学見込みを把握するためのアンケートを令和3年7月までに実

施し、その結果を踏まえ、令和4年度に金杉台中学校に入学する生徒に係る諸課題について検討、調整することを説明いたしました。

また、令和2年度から引き続き金杉台中学校及び御滝中学校の協力を得て、統合に向けた諸課題に取り組み、教育委員会で進捗管理を進めながら、必要に応じて統合準備会でも検討することを確認いたしました。

最後に、(4)意見、質問等についてでございます。

質問票の提出により、会員の方々からご意見、ご質問等が寄せられました。これらのご質問等に対しては、会長確認の上、事務局で回答を取りまとめ会員に送付することで、情報共有を図りました。

主な意見をご紹介します。

金杉台中学校の校長からは、跡地の活用案と、統合後、草刈りなどの環境整備に関する予算確保についてご意見があり、跡地の活用案がまとまったら示すこと、また、学校跡地の管理に必要な予算は要求する予定であることを回答いたしました。

また、御滝中学校の教務主任からは、令和3年度、4年度に、金杉台中学校へ入学する生徒の人数によって、両校間で令和5年度の統合に向けた調整内容は変わるのかのご質問があり、統合により金杉台中学校から御滝中学校へ移ることとなる生徒の対応として両校の調整が必要ですが、移ることとなる生徒がいない場合には調整はしないこと、また、これとは別に、入学する人数に関わらず、統合時に金杉台中学校から御滝中学校に引き継ぐ文書や、移す備品などの調整は必要となることを回答しております。

以上、第3回統合準備会書面会議のご報告となります。

なお、次回の第4回統合準備会は、7月までに実施する令和3年度の新6年生対象の進学先に関するアンケート結果を集計後、開催する予定でございます。

最後に、添付しております資料ですが、61ページから75ページが第3回統合準備会書面会議で会員の皆さんに配付した資料となります。また、77ページに掲載しております統合準備会より第4号は、関係する小・中学校の全校児童・生徒へ3月中旬に配付し、統合準備会での検討概要等を周知しました。

令和3年度につきましても、令和5年4月の金杉台中学校と御滝中学校の統合に向け、保護者の不安を解消し、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、統合準備会の協力を得ながら準備を進めてまいります。

ご報告は以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

続きまして、報告事項2及び3につきましては、定例の報告事項であるため、質疑を一括して行いたいと思います。

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

報告事項2は教育論文の審査結果が出ましたという報告と、報告事項3については公民館のW i - F iについてということでございます。

【鎌田委員】

教育研究論文ですけれども、教育長賞、優秀賞、タイトルを見る限り大変すばらしい中身だろうなと思いました。特に③優良賞のI C T機器活用というのは、国語科でI C T機器活用という先進的な例で大変興味深いところです。それに関連して、資料と一緒に送りいただいた総合教育センターの教育研究班だよりに関して伺いたいんですが、グーグルワークスペースであるとか、ロイロノートという教育支援ツールのことが書かれていますが、こういったツールについては、モデル校は当然利用できると思うのですが、モデル校以外の先生方でも利用できるような契約になっているのでしょうか。

今後はハード面にお金をかけて、若い先生方はどんどんこういったものを活用して研究に生かし、そして、現場に生かして欲しいなと思いますが、現在の利用状況はどうなっていますでしょうか。

【総合教育センター所長】

学習支援ソフトにつきましては、今までは各校の推進教員を中心に研修をしてまいりました。ただ、推進教員一人では校内研修ができませんので、オンデマンドで研修ができるようなシステムを各学校に紹介しております。研究校のみならず、各学校が一歩ずつ進めるように、スタートガイドブックというものを配布しまして、4月、5月と段階を踏んで学習支援ソフトが使えるように進めているところでございます。

以上でございます。

【教育長】

ほかにいかがですか。

よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項6、その他で何か報告したいことがある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、先ほど非公開といたしました議案第13号から第16号及び報告事項4、5の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人退場)

【教育長】

それでは、議案第13号について、文化課、説明願います。

議案第13号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第14号、報告事項4、5の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退場)

【教育長】

それでは、議案第14号について、指導課、説明願います。

議案第14号「令和3年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について」は、指導課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項4について、指導課、報告願います。

報告事項4「いじめの重大事態の認知に係る報告書について」は、指導課長から報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項5について、引き続き指導課報告願います。

報告事項5「いじめの重大事態の認知に係る報告書について」は、指導課長から報告があった。

【教育長】

それでは、議案第15号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退場)

【教育長】

それでは、議案第15号について、学務課、説明願います。

議案第15号「職員の任免について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第16号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退場)

【教育長】

それでは、議案第16号について、教育総務課、説明願います。

議案第16号「職員の任免について」は、教育総務課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで、教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時37分閉会

令和3年3月29日